

ブリッジ Bridge 8月号

トレンドニュース(令和7年6月分)

◆大阪労働局:有効求人倍率(季調値):1.21倍(前月と同倍率)

「現下の雇用失業情勢は、改善の動きが弱まっている。」

◆管内状況(ハローワーク大阪東、大阪中央労働基準監督署)

・新規求人数:9,850人と前年同月比10.2%増加。

新規求職申込件数:1,525人と前年同月比7.4%減少。

⇒新規求職者は7ヶ月連続で減少しましたが、シニア層の求職者は増加傾向です。

シニア層の採用を検討してみませんか?求人をお待ちしています!

◆第84回(令和7年度)全国産業安全衛生大会in大阪・近畿が開催されます。

開催期間は令和7年9月10日から同年9月12日までの3日間

会場【総合集会】インテックス大阪【分科会】インテックス大阪・ATCホール

同時開催 緑十字展2025 インテックス大阪

<https://j-lppf2.jp/jisha-taikai2025/>



全国産業安全衛生大会in大阪・近畿

目次

《お知らせ情報》

- ◆労働者50人未満の事業場においても、「ストレスチェックの実施」が義務となります。
- ◆「全国労働衛生週間実施要領」「業務改善助成金制度」(ZOOMオンライン方式)が開催されます。
- ◆キャリアアップ助成金のご案内
- ◆年収の壁対策 労働者1人につき最大75万円助成します!(キャリアアップ助成金)
- ◆公正な採用選考のために

《賃金情報等》

- ・ハローワーク大阪東の求人・求職状況
- ・職業別有効求人倍率表(フルタイム・パートタイム)
- ・職業別求人賃金と求職者希望賃金の状況(フルタイム・パートタイム)
- ・中途採用者採用時賃金情報(令和7年4月～令和7年6月)
- ・免許・資格を持つ登録者数と免許資格が必要な求人数

ハローワーク大阪東

〒540-0011 大阪市中央区農人橋2-1-36

ピップビル1～3階

TEL 06-6942-4771



ハローワーク大阪東
ホームページ



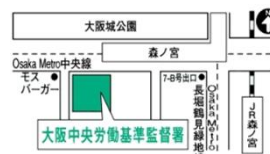
大阪中央労働基準監督署

〒540-0003 大阪市中央区森ノ宮中央1-15-10

(大阪中央労働総合庁舎4・5階)

TEL 監督 06-7669-8726

安全衛生 06-7669-8727 労災 06-7669-8728



参 加 無 料

「人事・労務担当者」
「安全管理者」「衛生管理者」
向け

令和7年度

「全国労働衛生週間実施要綱」

「業務改善助成金制度」

【説明会を開催します】

参加:オンライン方式 (ZOOM)

＜開催日時＞

①令和7年9月2日 火曜日 14:00～15:30

②令和7年9月3日 水曜日 14:00～15:30

※両日とも内容は同じです。

＜説明会の内容＞

①令和7年度

「全国労働衛生週間実施要綱について」

【厚生労働省大阪労働局 労働衛生専門官】

②令和7年度

「業務改善助成金制度について」

【大阪働き方改革推進支援・賃金相談センター 専門家】

聞いて
みませんか??



【申し込みに関するお問合せ】

大阪働き方改革推進支援・賃金相談センター TEL06-4792-8205

【説明会に関するお問合せ】

・業務改善助成金制度について

大阪働き方改革推進支援・賃金相談センター TEL0120-068-116

・全国労働衛生週間実施要項について

大阪労働局 労働基準部 健康課

TEL06-6949-6500

参加申込はホームページから

【9月2日】



申込URL: (9月2日)

<https://form.run/@hataraki-kata-osaka-RqGkR1XwBwkD8lXXdKMB>

【9月3日】



申込URL: (9月3日)

<https://form.run/@hataraki-kata-osaka-yklxHRSC82lU5og8lawa>

【主催】 厚生労働省大阪労働局

【共催】 大阪働き方改革推進支援・賃金相談センター

労働者50人未満の事業場の皆様へ

ストレスチェックを実施しましょう

(令和10年5月14日までに施行予定)

労働者50人未満の事業場においても、
労働者の
「ストレスチェックの実施」が義務
となります。



ストレスチェックとは

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei12/pdf/160331-1.pdf>



ストレスに関する質問票(選択回答)に労働者が記入し、それを集計・分析することで、自分のストレスがどのような状況にあるかを調べる簡単な検査です。



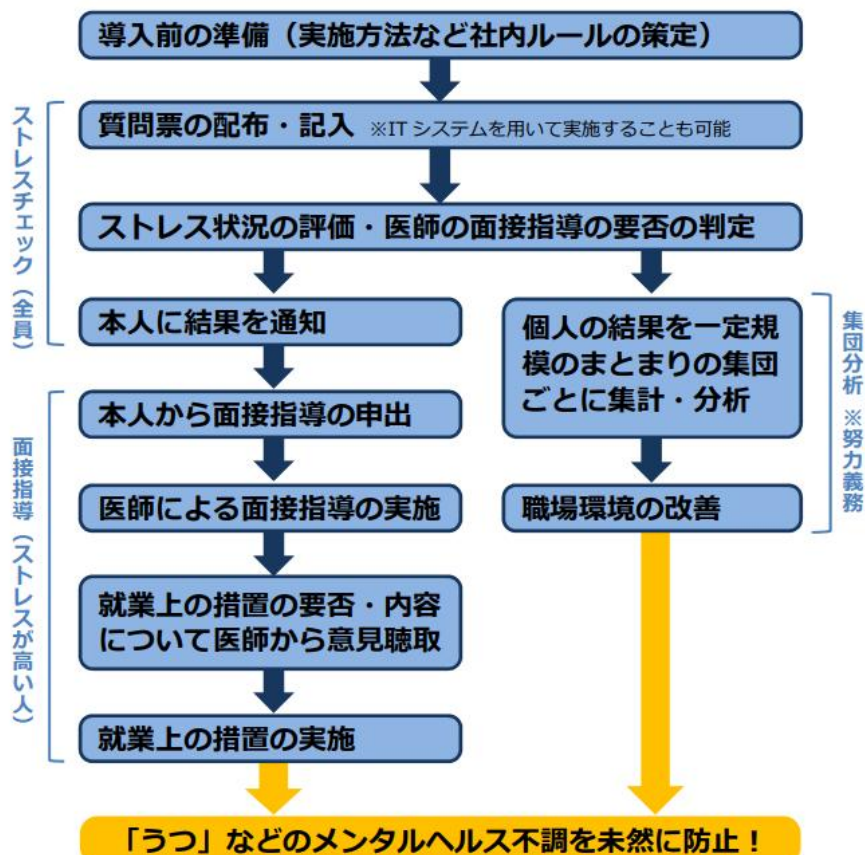
ストレスチェック実施の目的とは

労働者が自分のストレスの状態を知ること、ストレスをためすぎないように対処したり、**ストレスが高い状態の場合は、医師の面接を受けて助言をもらったり、職場の環境改善につなげたりすることで、メンタルヘルス不調を未然に防止するための仕組みです。**



ストレスチェックの具体的な実施方法とは

ストレスチェック制度の実施手順



外部の健康診断機関などに
ストレスチェック実施
を外部委託することも可能です。



独立行政法人 労働者健康安全機構 大阪産業保健総合支援センター

企業の方へ

<https://osakas.johas.go.jp/mental/>

事業主や人事労務担当者などから寄せられる相談に解決をお手伝いします。この、精神科医、臨床心理士、カウンセラー等の相談員が対応し、抱える課題等の相談窓口では、メンタル不調者に関する医学的・専門的な事項のほか、メンタル不調者への対処方法、主治医や家族との連携の仕方、職場復帰支援の進め方、復職後の就業上の配慮など幅広い分野に関する**ご相談を無料でお受けしています。**面談、電話でのご相談の場合は、**事前の予約が必要です。**



地域産業保健センター(大阪府内13か所)

企業の方へ

<https://osakas.johas.go.jp/sanpo-center/>

- ・ **高ストレス者の医師の面接指導**
 - ・ 健康相談(メンタルヘルス不調者相談・指導)
 - ・ 健康相談(ストレスチェック相談・指導)
 - ・ 健康診断の結果についての医師からの意見聴取
 - ・ 長時間労働者に対する医師による面接指導
- を無料で実施しています。**



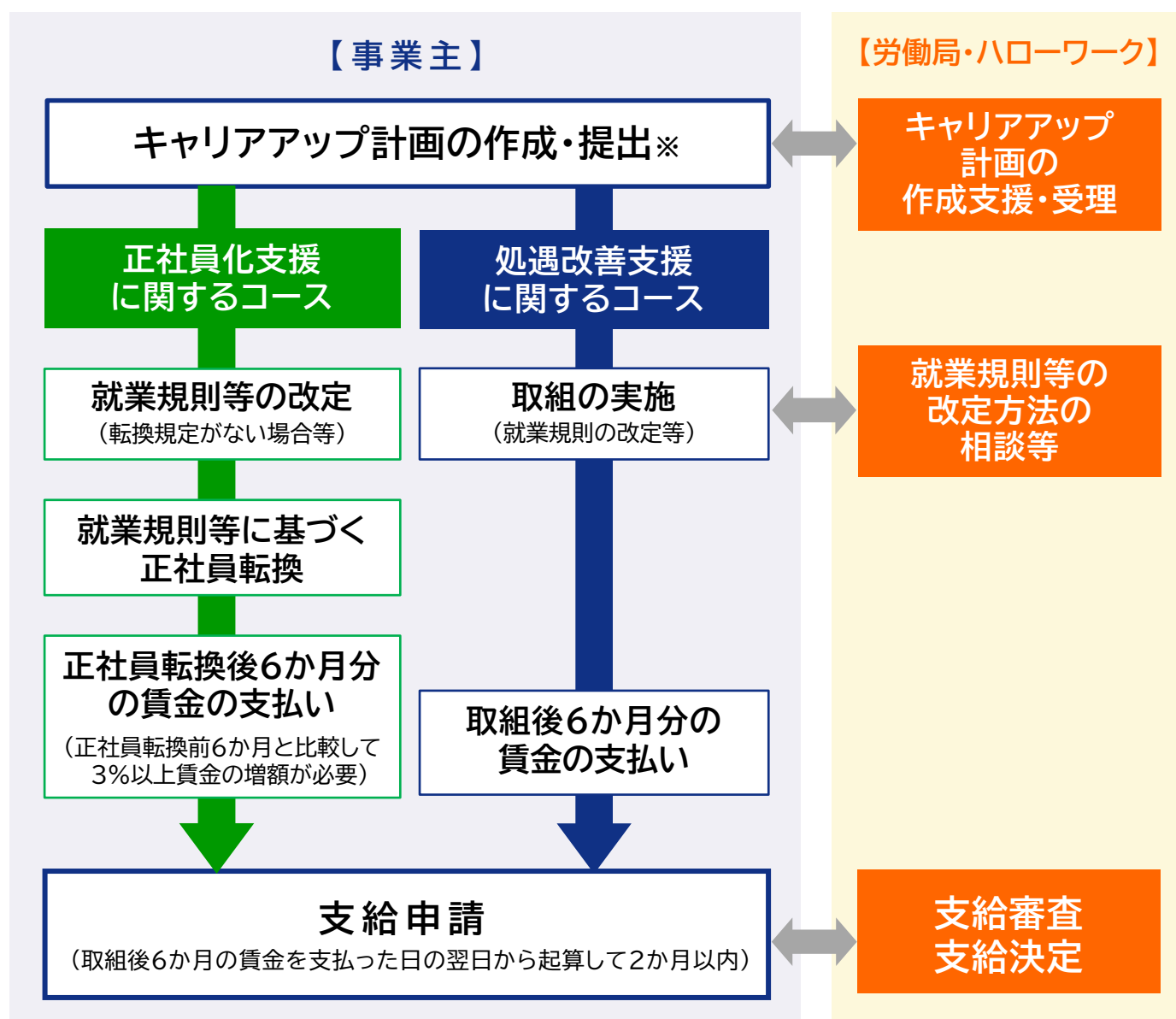
キャリアアップ助成金のご案内(令和7年度7月)

「キャリアアップ助成金」は、有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者(以下「有期雇用労働者等」といいます。))といった、**非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップを促進するため、正社員化、処遇改善の取り組みを実施した事業主に対して助成する制度**です。

助 成 内 容			中小企業の助成額		大企業の助成額			
正社員化支援	正社員化コース	有期雇用労働者等を正社員化(※)した場合(1人当たり) ※ 正規雇用労働者等へ転換または派遣労働者を正規雇用労働者等として直接雇用すること。 正規雇用労働者には「多様な正社員(勤務地限定・職務限定・短時間正社員)」を含みます。 ※ 新規学卒者で雇入れ日から起算して雇用期間が1年未満の者については支給対象外となります。		重点支援対象者 ★	左記以外	重点支援対象者 ★	左記以外	
			①有期 → 正規	80万円	40万円	60万円	30万円	
			②無期 → 正規	40万円	20万円	30万円	15万円	
			★ 以下a～cのいずれかに該当する者 a.雇入れから3年以上の有期雇用労働者 b.雇入れから3年未満で、次の①②いずれにも該当する有期雇用労働者 ①過去5年間に正規雇用労働者であった期間が1年以下 ②過去1年間に正規雇用労働者として雇用されていない c.派遣労働者、母子家庭の母等、人材開発支援助成金の特定訓練修了者 ※ 正社員転換等制度を新たに規定し、当該区分に転換等した場合に加算 1事業所当たり20万円(大企業の場合、15万円) ※ 多様な正社員制度(注)を新たに規定し、当該区分に転換等した場合に加算(注:勤務地限定・職務限定・短時間正社員いずれか1つ以上) 1事業所当たり40万円(大企業の場合、30万円)					
	障害者正社員化コース	障害のある有期雇用労働者等を正規雇用労働者等に転換した場合(1人当たり) ※ 正規雇用労働者には「多様な正社員(勤務地限定・職務限定・短時間正社員)」を含みます。	① 重度身体障害者、重度知的障害者および精神障害者の場合					
			有期 → 正規		120万円		90万円	
			有期 → 無期		60万円		45万円	
			無期 → 正規		60万円		45万円	
			② 重度身体障害者、重度知的障害者および精神障害者以外の場合					
			有期 → 正規		90万円		67.5万円	
有期 → 無期			45万円		33万円			
無期 → 正規			45万円		33万円			
※ 助成額が支給対象期間における対象労働者に対する賃金の額を超える場合には、当該賃金の総額を上限額として支給します。								
処遇改善支援	賃金規定等改定コース	有期雇用労働者等の基本給の賃金規定等を3%以上増額改定し、その規定を適用させた場合(1人当たり)	3%以上4%未満	4万円	2.6万円			
			4%以上5%未満	5万円	3.3万円			
			5%以上6%未満	6.5万円	4.3万円			
			6%以上	7万円	4.6万円			
			※ 「職務評価」の手法の活用により増額改定を実施した場合に加算 1事業所当たり20万円(大企業の場合、15万円) ※ 有期雇用労働者等の昇給制度を新たに設けた場合に加算 1事業所当たり20万円(大企業の場合、15万円)					
	賃金規定等共通化コース	有期雇用労働者等と正規雇用労働者との共通の賃金規定等を新たに規定・適用した場合	1事業所当たり	60万円	45万円			
	賞与・退職金制度導入コース	有期雇用労働者等を対象に賞与・退職金制度を導入し、支給または積立を実施した場合	1事業所当たり	40万円	30万円			
			※ 同時に導入した場合に加算 16.8万円(大企業の場合、12.6万円)					
	社会保険適用時処遇改善コース	短時間労働者に以下のいずれかの取組を行った場合(1人当たり) ①新たに社会保険の被保険者となった際に、手当支給・賃上げ・労働時間延長を行った場合 ②労働時間を延長して新たに社会保険の被保険者とした場合	手当等支給メニュー	50万円	37.5万円			
			併用メニュー	50万円	37.5万円			
			労働時間延長メニュー	30万円	22.5万円			
	NEW 短時間労働者労働時間延長支援コース	(1年目の取組) 短時間労働者に右の①～④のいずれかの取組を行った場合(1人当たり) (2年目の取組) 1年目の取組後、短時間労働者に右の①②のいずれかの取組を行った場合(1人当たり)	1年目	労働時間の延長	賃金の増加	小規模企業	中小企業	大企業
				①5時間以上	—	50万円	40万円	30万円
②4時間以上5時間未満				5%以上				
③3時間以上4時間未満				10%以上				
④2時間以上3時間未満			15%以上					
2年目			①労働時間をさらに2時間以上延長	—	25万円	20万円	15万円	
			—	②基本給をさらに5%以上増加または昇給、賞与もしくは退職金制度の適用				

キャリアアップ助成金申請までの流れ

「キャリアアップ助成金」の活用にあたっては、各コースの実施日の**前日までに「キャリアアップ計画」の提出が必要**です。



※ 計画の提出(支給申請)は、窓口への持参、郵送、電子申請によって行うことができます。

- 支給要件の詳細や助成上限(人数・回数等)については、厚生労働省ウェブサイトをご確認ください。パンフレット、申請様式、Q&A等も掲載しています。
- 正社員化コース、障害者正社員化コース、社会保険適用時処遇改善コースは、各支給対象期の取組を講じた場合の合計金額です。

詳しくは、最寄りの都道府県労働局またはハローワークにお問い合わせください

キャリアアップ助成金

検索

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/part_haken/jigyounushi/career.html

厚生労働省
キャリアアップ助成金



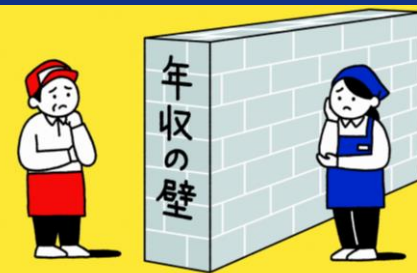
拡充

年収の壁対策

キャリアアップ助成金

労働者1人につき最大**75万円**助成します！

年収の壁対策の取り組みを行うことで、

労働者にとっては、「年収の壁」を意識せず働くことができ、社会保険に加入することで、**処遇改善につながる！**事業主の皆さまにおいては、**人手不足の解消に！**

「短時間労働者労働時間延長支援コース」を創設しました！

労働者を新たに社会保険に加入させるとともに、収入増加の取り組みを行った事業主に助成します。

要件		1人当たり助成額		
週所定労働時間の延長	賃金の増額	小規模企業※	中小企業	大企業
5時間以上	—	50万円	40万円	30万円
4時間以上5時間未満	5%以上			
3時間以上4時間未満	10%以上			
2時間以上3時間未満	15%以上			

複数年かけて週所定労働時間の延長等に取り組み、社会保険に加入する場合も対象

※小規模企業とは、常時雇用する労働者の数が30人以下である事業主を指します。

要件		1人当たり助成額		
週所定労働時間の延長	賃金の増額	小規模企業※	中小企業	大企業
労働時間を更に2時間以上延長	—	25万円	20万円	15万円
—	基本給を更に5%以上増加または昇給、賞与もしくは退職金制度の適用			

社会保険加入時点の取り組み内容（1年目）と2年目の取り組み実施後（2年目）で比較

注意点

対象となる労働者は、社会保険の加入日の6か月前の日以前から継続して雇用され、社会保険の加入要件を満たさない条件で就業していた者になります。

手続き

- 助成金を受けるには、事前※に**キャリアアップ計画書**を都道府県労働局へ提出してください。

※本コースの場合、社会保険加入日の前日まで（令和7年10月1日加入の場合、同年9月30日まで）

- 取り組みを6か月間継続した後、2か月以内に支給申請してください。

ただし、現行の「社会保険適用時処遇改善コース」の計画届を提出している場合は、**本コースの計画届・変更届の提出は必要ありません。**

現）社会保険適用時処遇改善コースからの切替申請が出来ます

社会保険適用時処遇改善コース（労働時間延長メニューまたは併用メニュー）の取り組みを進めていても、**本コースの要件を充足**する場合、切り替えての申請が可能です※。

切替対象

社会保険適用時処遇改善コースの労働時間延長メニューまたは併用メニューを利用していたが、同時に新コースの要件を満たしている場合には、**新コースでの申請が可能！**

※ただし、支給申請期間が令和7年7月1日より前（同年6月30日以前）に終了する場合は、切り替えはできません。

対象となる労働者をチェックしましょう！

雇用している短時間労働者の中に、新たに社会保険の被保険者の要件※¹を満たす方はいますか。

はい

いいえ

その労働者は、以下の①、②の両方に該当する方ですか。

- ① 社会保険加入日の6か月前の日以前から継続して雇用されている。
- ② 社会保険加入日から過去2年以内に同事業所で社会保険に加入していなかった。

はい

いいえ

その労働者は、社会保険加入日から2か月以内に、週所定労働時間を一定時間延長すること※²ができますか。

はい

いいえ

上記の要件に満たない場合でも、その労働者は週所定労働時間を一定時間延長することなどができますか。または、その労働者の社会保険加入日から最長2年間の手当※³等を支給した上で、その後の働き方について、労使で話し合いを行う予定ですか。

はい

いいえ

短時間労働者労働
時間延長支援コース

社会保険適用時処遇改善コースの
活用が考えられます

支給要件には該当しません

※¹ 従業員51人以上の企業等では、週の所定労働時間が20時間以上かつ所定内賃金が月額8.8万円以上であること。（学生を除く）

従業員50人以下の企業等では、週の所定労働時間及び月の所定労働日数がフルタイム従業員の3/4以上であること。

なお、労使合意により任意に短時間労働者を適用する場合には、週の所定労働時間が20時間以上かつ所定内賃金が月額8.8万円以上の方も被保険者となります。

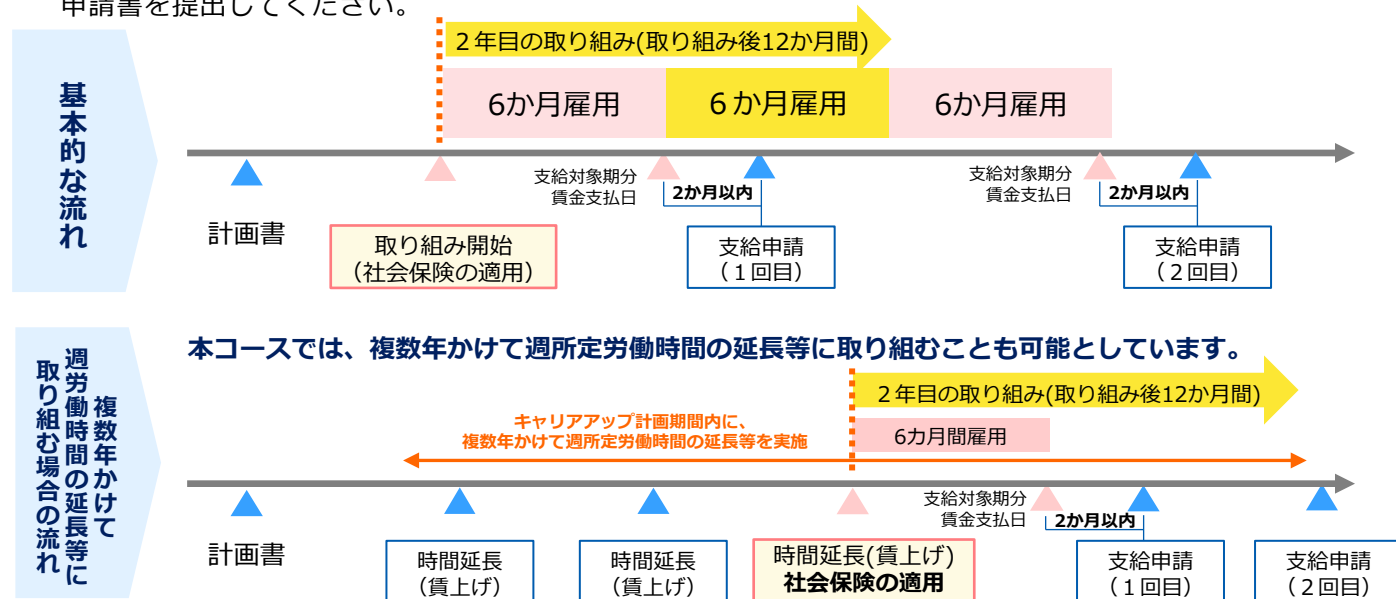
（注）従業員数は厚生年金の適用対象者（フルタイム従業員、週の所定労働時間及び月の所定労働日数がフルタイム従業員の3/4以上の者）の合計です。

※² 表面の支給要件をご覧ください。

※³ 社会保険適用促進手当（労働者が社会保険に加入するにあたり、事業主が労働者の保険料負担を軽減するために支給する手当。標準報酬月額が10.4万円以下の者に対して、事業主が支給する場合、最長2年間、社会保険適用に伴い新たに発生した本人負担分の社会保険料相当額を上限として、社会保険の標準報酬月額・標準賞与額の算定対象に含めない。）

申請手続き

- **コース実施の前日**までに、**キャリアアップ計画書**を作成し、管轄労働局へ提出してください。
（現行の「社会保険適用時処遇改善コース」の計画書を提出している場合は提出の必要はありません。）
- **支給申請**は、支給対象期分の賃金を支給した日の翌日から起算して2か月以内に支給申請書を提出してください。



キャリアアップ助成金の詳細については、都道府県労働局またはハローワークまでお問合せください。

各都道府県の「働き方改革推進支援センター」や「年収の壁突破・総合相談窓口」でも助成金に関する相談を受け付けています。

最寄りのセンターの連絡先

働き方改革推進支援センター 無料相談窓口

検索

厚生労働省
公式HP

年収の壁突破
総合相談窓口



0120-030-045 (フリーダイヤル・無料)

受付時間 平日8:30~18:15 (土日・祝日・年末年始(12/29~1/3)はご利用いただけません。)



公正な採用選考のために

公正な採用選考って
どうすればいいんですか？



次の三点を基本的な考え方として、
採用選考を実施いただくことが大切です。

- ① 「人を人としてみる」人間尊重の精神、
すなわち応募者の基本的人権を尊重する
- ② 応募者の持つ適性・能力のみを基準として
採用選考を行う
- ③ 募集にあたり応募者に広く門戸を開く



具体的には、次の①～⑪の事項について、エントリーシート・応募書類に記載させる、採用面接時等に質問をする、作文の題材とするなどによって把握することや、⑫～⑭を実施することは、就職差別につながるおそれがあることから、把握しない、実施しないようにしてください。

本人に責任のない事項	本来自由であるべき事項	不適切な選考方法
①国籍・本籍・出生地に関する事 ②家族に関する事(職業、続柄、健康、地位、学歴、収入、資産など) ③住宅状況に関する事(間取り、部屋数、住宅の種類、近隣の施設など) ④住宅環境・家庭環境などに関する事	⑤宗教に関する事 ⑥支持政党に関する事 ⑦人生観、生活信条などに関する事 ⑧尊敬する人物に関する事 ⑨思想に関する事 ⑩「労働組合(加入状況や活動歴など)」、 「学生運動など社会運動」に関する事 ⑪購読新聞、雑誌、愛読書などに関する事	⑫身元調査などの実施 ⑬全国(大阪においては近畿)高等学校統一応募用紙、厚生労働省履歴書様式例に基づかない事項を含んだ応募書類(社用紙)、エントリーシートの使用 ⑭合理的・客観的に必要性が認められない採用選考時の健康診断の実施

~~「出身はどちらですか」、「ご両親はなんの仕事をしていますか」、「兄弟・姉妹はいますか」
「家は持ち家ですか、借家ですか」、「尊敬する人は誰ですか」、「どんな本を愛読していますか」~~

これらは採用選考時の質問としては全て不適切です！

面接での緊張感を解きほぐそうという意図での質問であっても、応募者の方は様々な事情をお持ちですので、このような質問をされることで悩んだり傷ついたりする事があり、その後の面接態度や回答に影響が出てしまうことがありますので、採用選考に用いるつもりはないとしても、このような質問は行わないようにしてください。

公正な採用選考について詳しくは厚生労働省公正採用選考特設サイトでご確認ください。

<https://kouseisaiyou.mhlw.go.jp>



昭和50年(1975年)に部落地名総鑑の存在が発覚し、令和7年で50年となりますが近年でもインターネット上での差別的な書き込みなどが発生しており、また、法務省の「部落差別の実態に係る調査」(令和2年6月公表)や内閣府の「人権に関する世論調査」(令和4年11月公表)の結果においても、現在も部落差別が発生していることが確認されております。

同和問題は決して過去の出来事ではないということをご理解いただき、同和問題をはじめとしたあらゆる就職差別を発生させないための取組(公正な採用選考の実施)をお願いします。

平成28年12月には「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行されております。



「公正採用選考人権啓発推進員」の選任はお済ですか。

大阪では、原則、常時雇用する従業員が25名以上の事業所において、推進員の設置をお願いしており、現在2万を超える事業所で設置をいただいております。

まだ設置いただけていない場合は、推進員の設置をお願いいたします。

公正採用選考
人権啓発推進員
制度について
(大阪労働局HP)



ひと、くらし、みらいのために

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

大阪労働局 ハローワーク

「求職者の個人情報の取扱い」について

「求職者の個人情報の取扱い」については、「職業安定法5条の5」及び「職業紹介事業者、求人者、労働者の募集を行う者、募集受託者、募集情報等提供事業を行う者、労働者供給事業者、労働者供給を受けようとする者等がその責務等に関して適切に対処するための指針」により以下のとおり規定されています。



対象となるのは

求人企業、職業紹介事業者、特定募集情報等提供事業者等々です。

収集する際に 守るべきこと

個人情報の収集は業務の目的の達成に必要な範囲内で行ってください。
収集する際は、どのような目的で使用するかを求職者等が一般的かつ合理的に想定できる程度に具体的に明示した上で、本人から直接収集してください。
また、本人以外から収集しようとする際は、本人の同意が必要です。

なお、以下の個人情報の収集は原則認められません。

Check!

収集しては
ならない
個人情報

- ・ 人種、民族、社会的身分、門地、本籍、出生地その他社会的差別の原因となる恐れのある事項(家族の職業、収入、本人の資産、容姿、スリーサイズなどの情報)
- ・ 思想及び信条(人生観、生活信条、支持政党、購読新聞・雑誌、愛読書など)
- ・ 労働組合への加入状況(労働運動、学生運動、消費者運動その他社会運動に関することなど)



保管・使用 について

個人情報の保管、使用は収集の目的の範囲内で行ってください。

管理するに あたって 講じるべき措置

- ① 目的に応じ必要な範囲において正確かつ最新の内容に保つための措置
- ② 漏えい、滅失又は毀損を防止するための措置
- ③ 第三者からのアクセスを防止するための措置
- ④ 必要がなくなった個人情報を破棄又は削除するための措置

本人に同意を 求める際の ルール

「業務の目的の達成に必要な範囲」を超えて個人情報の収集などを行うため、「特別な職業上の必要性が存在する等業務の目的の達成に必要不可欠なため」に上記の「収集してはならない個人情報」を収集するため、又は、第三者から個人情報を収集するために本人の同意を求める際は、以下に掲げるところによらなければなりません。

- ① 求職者等に対して、同意を求める事項について、可能な限り具体的かつ詳細に明示すること。
- ② 業務の目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を収集し、保管し、又は使用することに対する同意を、応募や職業紹介等のサービスを利用する際の条件としないこと。
- ③ 求職者等の自由な意思に基づき、本人より明確に表示された同意であること。

違反した時は

改善命令や罰則（6ヶ月以下の懲役又は30万円以下の罰金）が適用される場合があります。



ハローワーク大阪東の求人・求職状況

1. 産業別新規求人数（単位：人）

	ハローワーク大阪東			大阪労働局		
	令和7年6月	前年同月	前年同月比	令和7年6月	前年同月	前年同月比
計	9,850	8,935	10.2	62,873	61,675	1.9
建設業	556	477	16.6	4,582	4,953	▲ 7.5
製造業	595	719	▲ 17.2	4,476	4,283	4.5
情報通信業	765	761	0.5	2,342	2,798	▲ 16.3
運輸業,郵便業	292	230	27.0	4,158	4,112	1.1
卸売業,小売業	849	968	▲ 12.3	5,772	6,153	▲ 6.2
学術研究,専門・技術サービス業	845	661	27.8	2,160	2,020	6.9
宿泊業,飲食サービス業	1,844	919	100.7	8,845	5,589	58.3
生活関連サービス業,娯楽業	255	233	9.4	2,076	1,972	5.3
教育,学習支援業	111	180	▲ 38.3	822	937	▲ 12.3
医療,福祉	1,843	1,771	4.1	16,681	17,348	▲ 3.8
サービス業（他に分類されないもの）	1,367	1,336	2.3	8,372	8,530	▲ 1.9

2. 職業別新規求職申込件数（単位：件）

	ハローワーク大阪東			大阪労働局		
	令和7年6月	前年同月	前年同月比	令和7年6月	前年同月	前年同月比
職業計	1,525	1,647	▲ 7.4	24,746	24,614	0.5
A 管理的職業従事者	3	4	▲ 25.0	80	80	0.0
B 専門的・技術的職業従事者	261	264	▲ 1.1	3,770	3,663	2.9
C 事務従事者	432	486	▲ 11.1	6,178	6,144	0.6
D 販売従事者	104	124	▲ 16.1	1,549	1,475	5.0
E サービス職業従事者	168	166	1.2	2,917	2,514	16.0
F 保安職業従事者	15	11	36.4	270	210	28.6
G 農林漁業従事者	4	4	0.0	85	67	26.9
H 生産工程従事者	62	51	21.6	1,274	1,118	14.0
I 輸送・機械運転従事者	44	34	29.4	861	843	2.1
J 建設・採掘従事者	17	13	30.8	278	251	10.8
K 運搬・清掃・包装等従事者	146	145	0.7	2,803	2,609	7.4

3. 就職件数の推移

	R6.6	R6.7	R6.8	R6.9	R6.10	R6.11	R6.12	R7.1	R7.2	R7.3	R7.4	R7.5	R7.6
大阪東	396	446	348	322	370	321	280	288	381	499	359	349	296
大阪労働局	6,169	6,090	5,275	5,516	6,248	5,583	5,139	4,815	5,786	6,562	6,360	6,045	5,940

職業別有効求人倍率表 常用フルタイム

令和7年6月内容	ハローワーク大阪東			大阪労働局		
	有効求人数 (A)	有効求職者数 (B)	有効求人倍率 (A/B)	有効求人数 (A)	有効求職者数 (B)	有効求人倍率 (A/B)
職業計	15,003	7,553	1.99	103,265	97,903	1.05
01管理的職業	61	35	1.74	444	433	1.03
02研究・技術の職業	2,931	527	5.56	12,670	6,017	2.11
006開発技術者	259	32	8.09	1,259	568	2.22
007製造技術者	134	95	1.41	798	1,306	0.61
008建築・土木・測量技術者	992	65	15.26	3,676	777	4.73
009情報処理・通信技術者（ソフトウェア開発）	979	214	4.57	4,293	2,131	2.01
03法務・経営・文化芸術等の専門的職業	268	396	0.68	1,034	4,253	0.24
017デザイナー	79	209	0.38	317	2,307	0.14
04医療・看護・保健の職業	862	281	3.07	8,849	3,890	2.27
023看護師、准看護師	392	155	2.53	3,874	1,950	1.99
024医療技術者	164	45	3.64	1,764	639	2.76
025栄養士・管理栄養士	76	9	8.44	1,246	251	4.96
028保健医療関係助手	86	20	4.30	945	367	2.57
05保育・教育の職業	316	115	2.75	2,445	1,635	1.50
029.031.032その他の保育・教育の職業	310	100	3.10	2,262	1,463	1.55
06事務的職業	1,703	2,465	0.69	9,558	27,761	0.34
033総務・人事・企画事務の職業	194	270	0.72	1,082	2,690	0.40
034一般事務・秘書・受付の職業	412	1,433	0.29	2,527	16,510	0.15
037医療・介護事務の職業	127	80	1.59	1,102	1,220	0.90
038会計事務の職業	313	236	1.33	1,245	2,484	0.50
040営業・販売関連事務の職業	307	156	1.97	1,451	1,710	0.85
07販売・営業の職業	2,798	535	5.23	11,538	6,433	1.79
045販売員	1,096	140	7.83	4,219	2,282	1.85
048営業の職業	1,599	354	4.52	6,767	3,850	1.76
08福祉・介護の職業	1,455	269	5.41	14,005	4,189	3.34
049福祉・介護の専門的職業	550	127	4.33	5,435	1,664	3.27
050施設介護の職業	599	136	4.40	6,433	2,365	2.72
051訪問介護の職業	306	6	51.00	2,137	160	13.36
09サービスの職業	1,369	387	3.54	10,515	4,865	2.16
053理容師、美容師、美容関連サービスの職業	29	57	0.51	2,527	774	3.26
055飲食物調理の職業	449	137	3.28	4,145	1,685	2.46
056接客・給仕の職業	689	104	6.63	2,818	1,407	2.00
057居住施設・ビル等の管理の職業	74	42	1.76	320	485	0.66
10警備・保安の職業	498	45	11.07	3,166	708	4.47
12製造・修理・塗装・製図等の職業	894	348	2.57	8,344	5,312	1.57
071製品製造・加工処理工（金属製品）	182	53	3.43	2,321	1,245	1.86
072製品製造・加工処理工（食料品等）	52	32	1.63	550	475	1.16
073製品製造・加工処理工（金属製品・食料品等を除く）	222	75	2.96	1,366	898	1.52
074機械組立工	80	33	2.42	832	594	1.40
075機械整備・修理工	112	29	3.86	1,469	473	3.11
080生産関連の職業（塗装・製図を含む）	150	94	1.60	908	946	0.96
13配送・輸送・機械運転の職業	1,009	236	4.28	9,567	4,719	2.03
082配送・集荷の職業	213	89	2.39	1,559	1,532	1.02
083貨物自動車運転の職業	169	41	4.12	3,261	1,047	3.11
085乗用車運転の職業	404	45	8.98	2,581	759	3.40
089施設機械設備操作・建設機械運転の職業	153	31	4.94	911	569	1.60
14建設・土木・電気工事の職業	437	65	6.72	7,138	1,209	5.90
091建設の職業（建設躯体工事の職業を除く）	222	30	7.40	2,328	470	4.95
094電気・通信工事の職業	80	22	3.64	1,332	362	3.68
15運搬・清掃・包装・選別等の職業	392	442	0.89	3,787	7,047	0.54
095荷役・運搬作業員	153	76	2.01	1,783	1,637	1.09
096清掃・洗浄作業員	132	98	1.35	829	1,156	0.72
（I T関連計）	1,944	648	3.00	9,012	6,865	1.31
（福祉関連計）	1,914	412	4.65	18,716	6,012	3.11
（介護関連小計）	1,381	226	6.11	13,351	3,532	3.78

※1 常用とは、雇用契約において雇用期間の定めがないか、又は4ヶ月以上の雇用期間が定められているもの（季節労働を除く。）をいう。

※2 フルタイムとは、パートタイム以外のものをいう。 ※3 パートタイムとは、1週間の所定労働時間が当該事業所において、同様の業務に従事する通常の労働者の所定労働時間に比べ短いものをいう。

※4 令和5年4月改定の「厚生労働省編職業分類」に基づく区分。 ※5 有効求人はハローワークに申し込まれた求人（常用）の総数で、有効求職者は求職（常用）の申込みをしている人の総数。

※6 有効求職者数には、ハローワークに未所せず、オンライン上で求職登録した求職者数が含まれる。

職業別有効求人倍率表 常用パートタイム

令和7年6月内容	ハローワーク大阪東			大阪労働局		
	有効求人数 (A)	有効求職者数 (B)	有効求人倍率 (A／B)	有効求人数 (A)	有効求職者数 (B)	有効求人倍率 (A／B)
職業計	10,526	3,982	2.64	66,120	63,884	1.04
01管理的職業	1	10	0.10	8	77	0.10
02研究・技術の職業	68	71	0.96	286	998	0.29
007製造技術者	1	20	0.05	44	258	0.17
008建築・土木・測量技術者	29	10	2.90	116	174	0.67
009情報処理・通信技術者（ソフトウェア開発）	18	19	0.95	55	214	0.26
03法務・経営・文化芸術等の専門的職業	166	111	1.50	572	1,223	0.47
017デザイナー	49	55	0.89	242	534	0.45
04医療・看護・保健の職業	604	192	3.15	5,583	2,906	1.92
023看護師、准看護師	393	117	3.36	2,883	1,634	1.76
024医療技術者	75	11	6.82	935	321	2.91
028保健医療関係助手	77	13	5.92	858	280	3.06
05保育・教育の職業	367	90	4.08	3,198	1,682	1.90
030学童保育等指導員、保育補助者、家庭的保育者	193	24	8.04	728	405	1.80
029.031.032その他の保育・教育の職業	174	66	2.64	2,470	1,277	1.93
06事務的職業	1,230	1,028	1.20	6,373	14,400	0.44
034一般事務・秘書・受付の職業	281	627	0.45	2,022	9,442	0.21
037医療・介護事務の職業	89	56	1.59	975	741	1.32
038会計事務の職業	245	65	3.77	540	840	0.64
040営業・販売関連事務の職業	73	22	3.32	368	406	0.91
043コンピュータ等事務用機器操作の職業	292	69	4.23	674	786	0.86
07販売・営業の職業	415	127	3.27	2,583	2,397	1.08
045販売員	397	102	3.89	2,350	2,031	1.16
08福祉・介護の職業	1,270	155	8.19	12,429	2,874	4.32
049福祉・介護の専門的職業	182	63	2.89	2,215	950	2.33
050施設介護の職業	660	79	8.35	7,046	1,700	4.14
051訪問介護の職業	428	13	32.92	3,168	224	14.14
09サービスの職業	3,689	259	14.24	16,280	4,651	3.50
053理容師、美容師、美容関連サービスの職業	22	26	0.85	898	340	2.64
055飲食食物調理の職業	1,895	100	18.95	10,987	2,167	5.07
056接客・給仕の職業	1,320	65	20.31	2,784	1,032	2.70
057居住施設・ビル等の管理の職業	275	46	5.98	740	719	1.03
10警備・保安の職業	297	35	8.49	2,924	606	4.83
12製造・修理・塗装・製図等の職業	281	74	3.80	2,130	1,573	1.35
071製品製造・加工処理工（金属製品）	21	6	3.50	225	239	0.94
072製品製造・加工処理工（食料品等）	67	17	3.94	661	301	2.20
073製品製造・加工処理工（金属製品・食料品等を除く）	143	19	7.53	668	382	1.75
074機械組立工	6	7	0.86	143	140	1.02
078製品検査工（金属製品・食料品等を除く）	10	1	10.00	113	41	2.76
13配送・輸送・機械運転の職業	224	81	2.77	2,712	1,815	1.49
082配送・集荷の職業	34	26	1.31	582	550	1.06
083貨物自動車運転の職業	2	4	0.50	195	131	1.49
085乗用車運転の職業	161	30	5.37	1,446	646	2.24
089施設機械設備操作・建設機械運転の職業	12	8	1.50	130	160	0.81
14建設・土木・電気工事の職業	13	9	1.44	164	172	0.95
091建設の職業（建設躯体工事の職業を除く）	3	3	1.00	51	68	0.75
092土木の職業	10	2	5.00	95	29	3.28
094電気・通信工事の職業		2	0.00	10	60	0.17
15運搬・清掃・包装・選別等の職業	1,877	662	2.84	10,662	12,610	0.85
095荷役・運搬作業員	92	35	2.63	839	895	0.94
096清掃・洗浄作業員	1,447	185	7.82	6,584	3,531	1.86
097包装作業員	80	39	2.05	521	652	0.80
098選別・ピッキング作業員	80	43	1.86	829	1,001	0.83
099その他の運搬・清掃・包装・選別等の職業 （ＩＴ関連計）	178 391	360 157	0.49 2.49	1,889 1,073	6,531 1,791	0.29 0.60
（福祉関連計）	1,729	258	6.70	16,021	4,442	3.61
（介護関連小計）	1,284	124	10.35	12,485	2,515	4.96

※1 常用とは、雇用契約において雇用期間の定めがないか、又は4ヶ月以上の雇用期間が定められているもの（季節労働を除く。）をいう。
※2 フルタイムとは、パートタイム以外のものをいう。 ※3 パートタイムとは、1週間の所定労働時間が当該事業所において、同様の業務に従事する通常の労働者の所定労働時間に比べ短いものをいう。
※4 令和5年4月改定の「厚生労働省編職業分類」に基づく区分。 ※5 有効求人はハローワークに申し込まれた求人（常用）の総数で、有効求職者は求職（常用）の申込みをしている人の総数。
※6 有効求職者数には、ハローワークに来所せず、ウェブサイト上で求職登録した求職者数が含まれる。

職業別求人賃金と求職者希望賃金の状況 常用フルタイム

令和7年6月内容	ハローワーク大阪東			大阪労働局		
	求人賃金		求職希望賃金	求人賃金		求職希望賃金
	下限	上限		下限	上限	
職業計	238,842	324,361	240,813	238,033	309,131	241,971
01管理的職業	310,519	442,231	200,000	292,935	376,104	343,333
02研究・技術の職業	277,648	471,250	266,735	263,395	432,341	276,546
006開発技術者	252,848	424,492	286,667	243,959	403,439	284,627
007製造技術者	264,561	398,599	240,000	237,347	349,871	245,163
008建築・土木・測量技術者	308,088	550,267	245,000	284,244	467,592	302,807
009情報処理・通信技術者（ソフトウェア開発）	254,676	425,561	279,474	258,747	436,329	276,524
03法務・経営・文化芸術等の専門的職業	237,449	321,317	243,409	235,518	331,796	249,130
017デザイナー	240,870	333,861	232,632	235,158	322,089	262,078
04医療・看護・保健の職業	248,927	296,010	273,636	250,108	298,193	267,774
023看護師、准看護師	268,102	314,790	293,125	266,996	312,913	279,024
024医療技術者	258,793	308,673	257,143	254,992	307,302	257,283
025栄養士、管理栄養士	195,635	233,406	190,000	215,342	257,398	214,222
028保健医療関係助手	202,836	224,136	240,000	194,913	225,103	206,316
05保育・教育の職業	218,503	271,243	218,462	223,967	264,467	228,545
029.031.032その他の保育・教育の職業	218,503	271,243	224,167	224,821	266,029	231,164
06事務的職業	222,497	271,223	230,201	215,697	266,960	224,516
033総務・人事・企画事務の職業	222,133	306,044	251,875	222,797	288,861	256,900
034一般事務・秘書・受付の職業	205,166	229,942	220,238	206,911	245,358	216,484
037医療・介護事務の職業	202,124	241,037	206,667	199,161	234,008	203,438
038会計事務の職業	243,774	286,205	233,750	230,369	294,923	230,204
040営業・販売関連事務の職業	222,000	285,764	262,500	216,939	270,606	237,548
07販売・営業の職業	236,036	317,758	275,161	239,304	323,651	273,568
045販売員	203,826	239,982	225,000	224,960	286,832	225,120
048営業の職業	247,913	355,433	297,073	243,641	338,999	299,701
08福祉・介護の職業	237,735	267,516	230,714	237,059	266,244	231,244
049福祉・介護の専門的職業	243,179	281,717	229,375	249,116	283,886	241,250
050施設介護の職業	226,445	252,339	232,500	225,400	251,105	222,744
051訪問介護の職業	245,986	260,801	--	233,520	256,113	244,545
09サービスの職業	219,255	285,205	233,077	241,222	299,302	232,041
053理容師、美容師、美容関連サービスの職業	203,231	291,207	205,714	262,617	330,224	223,097
055飲食物調理の職業	224,222	276,648	268,333	237,334	285,057	251,103
056接客・給仕の職業	222,050	271,863	230,588	231,684	293,072	227,846
057居住施設・ビル等の管理の職業	216,738	243,588	175,714	205,812	227,204	189,136
10警備・保安の職業	205,089	224,612	191,000	201,758	220,804	204,696
12製造・修理・塗装・製図等の職業	224,942	307,010	238,889	223,646	307,839	240,445
071製品製造・加工処理工（金属製品）	227,654	299,977	228,571	226,162	314,590	237,885
072製品製造・加工処理工（食料品等）	231,082	261,436	206,667	218,879	273,175	228,684
073製品製造・加工処理工（金属製品・食料品等を除く）	211,939	274,810	218,750	211,825	277,776	235,704
074機械組立工	205,000	288,800	275,000	221,264	309,827	237,692
075機械整備・修理工	232,704	342,150	276,667	230,788	327,024	269,344
080生産関連の職業（塗装・製図を含む）	241,123	367,493	253,333	229,265	344,453	248,707
13配送・輸送・機械運転の職業	228,675	272,514	269,302	247,002	303,923	261,148
082配送・集荷の職業	234,852	265,326	260,769	237,210	281,512	258,893
083貨物自動車運転の職業	251,596	302,563	323,000	267,399	339,028	295,870
085乗用車運転の職業	214,657	254,615	250,000	219,630	246,477	257,109
089施設機械設備操作・建設機械運転の職業	213,315	264,662	235,714	237,508	311,127	230,233
14建設・土木・電気工事の職業	250,627	387,291	285,714	245,007	356,912	280,357
091建設の職業（建設躯体工事の職業を除く）	231,763	376,923	318,750	242,007	351,487	288,317
094電気・通信工事の職業	263,557	372,629	210,000	238,492	362,551	271,667
15運搬・清掃・包装・選別等の職業	215,331	247,634	205,676	218,548	263,614	207,257
095荷役・運搬作業員	210,431	257,144	197,778	216,623	264,362	214,498
096清掃・洗浄作業員	209,731	220,482	194,545	220,131	261,004	201,282
（ＩＴ関連計）	256,011	407,558	260,714	253,867	412,750	267,483
（福祉関連計）	245,447	279,617	258,571	243,064	277,101	249,191
（介護関連小計）	234,678	265,173	237,619	234,396	263,494	229,958

※1 常用とは、雇用契約において雇用期間の定めがないか、又は4ヶ月以上の雇用期間が定められているもの（季節労働を除く。）をいう。

※2 フルタイムとは、パートタイム以外のものをいう。 ※3 パートタイムとは、1週間の所定労働時間が当該事業所において、同様の業務に従事する通常の労働者の所定労働時間に比べ短いものをいう。

※4 令和5年4月改定の「厚生労働省編職業分類」に基づく区分。 ※5 求人賃金は、当月にハローワークで受理した求人票（常用）に記載された賃金の上限・下限の各平均額（月額）です。（単位：円）

※6 求職希望賃金は、当月にハローワークに登録された方（常用）の希望賃金額の平均額（月額）です。（単位：円）

職業別求人賃金と求職者希望賃金の状況 常用パートタイム

令和7年6月内容	ハローワーク大阪東			大阪労働局		
	求人賃金		求職希望賃金	求人賃金		求職希望賃金
	下限	上限		下限	上限	
職業計	1,221	1,291	1,234	1,239	1,337	1,205
02研究・技術の職業	1,770	2,490	1,807	1,444	1,910	1,403
007製造技術者	1,300	2,000	--	1,228	1,431	1,264
008建築・土木・測量技術者	1,875	2,717	--	1,616	2,329	1,333
009情報処理・通信技術者（ソフトウェア開発）	--	--	1,807	1,126	1,305	1,569
03法務・経営・文化芸術等の専門的職業	1,222	1,386	1,185	1,250	1,516	1,261
017デザイナー	1,150	1,457	1,121	1,219	1,597	1,204
04医療・看護・保健の職業	1,738	1,859	1,989	1,682	1,852	1,676
023看護師、准看護師	1,850	1,925	1,639	1,729	1,876	1,613
024医療技術者	1,799	2,083	2,150	1,730	1,957	1,665
028保健医療関係助手	1,202	1,351	1,157	1,192	1,286	1,143
05保育・教育の職業	1,311	1,468	1,322	1,283	1,414	1,281
030学童保育等指導員、保育補助者、家庭の保育者	1,187	1,275	1,143	1,190	1,275	1,180
029.031.032その他の保育・教育の職業	1,442	1,674	1,457	1,306	1,449	1,322
06事務的職業	1,255	1,383	1,211	1,209	1,319	1,181
034一般事務・秘書・受付の職業	1,254	1,328	1,179	1,201	1,290	1,168
037医療・介護事務の職業	1,252	1,364	1,134	1,199	1,283	1,174
038会計事務の職業	1,318	1,587	1,366	1,256	1,501	1,208
040営業・販売関連事務の職業	1,198	1,392	--	1,226	1,362	1,210
043コンピュータ等事務用機器操作の職業	1,135	1,306	--	1,144	1,236	1,188
07販売・営業の職業	1,114	1,147	1,177	1,209	1,372	1,193
045販売員	1,114	1,132	1,207	1,207	1,376	1,168
048営業の職業	1,359	1,385	1,123	1,248	1,332	1,334
08福祉・介護の職業	1,257	1,345	1,167	1,268	1,398	1,207
049福祉・介護の専門的職業	1,236	1,301	1,143	1,289	1,419	1,230
050施設介護の職業	1,242	1,310	1,180	1,238	1,316	1,185
051訪問介護の職業	1,296	1,432	1,143	1,335	1,618	1,283
09サービスの職業	1,153	1,188	1,140	1,132	1,195	1,152
053理容師、美容師、美容関連サービスの職業	1,208	1,436	1,114	1,114	1,335	1,193
055飲食調理の職業	1,136	1,159	1,128	1,122	1,167	1,138
056接客・給仕の職業	1,153	1,199	1,118	1,151	1,236	1,172
057居住施設・ビル等の管理の職業	1,182	1,187	1,187	1,158	1,163	1,149
10警備・保安の職業	1,129	1,187	1,157	1,170	1,240	1,149
11農林漁業の職業	1,125	1,190	1,200	1,190	1,468	1,147
12製造・修理・塗装・製図等の職業	1,173	1,366	1,143	1,158	1,266	1,204
071製品製造・加工処理工（金属製品）	1,200	1,700	1,114	1,173	1,318	1,254
072製品製造・加工処理工（食料品等）	1,202	1,237	1,114	1,154	1,229	1,136
073製品製造・加工処理工（金属製品・食料品等を除く）	1,146	1,224	--	1,137	1,204	1,148
074機械組立工	1,150	1,300	1,200	1,183	1,237	1,274
078製品検査工（金属製品・食料品等を除く）	1,146	1,188	--	1,147	1,184	1,138
13配送・輸送・機械運転の職業	1,307	1,382	1,134	1,206	1,276	1,179
082配送・集荷の職業	1,252	1,441	1,114	1,178	1,257	1,156
083貨物自動車運転の職業	--	--	--	1,309	1,449	1,227
085乗用車運転の職業	1,287	1,342	1,157	1,180	1,241	1,144
089施設機械設備操作・建設機械運転の職業	1,505	1,505	--	1,289	1,346	1,294
14建設・土木・電気工事の職業	--	--	1,500	1,335	1,750	1,325
091建設の職業（建設躯体工事の職業を除く）	--	--	1,500	1,245	1,675	1,452
092土木の職業	--	--	--	1,383	1,834	1,255
094電気・通信工事の職業	--	--	--	1,311	1,567	1,262
15運搬・清掃・包装・選別等の職業	1,135	1,158	1,126	1,150	1,186	1,128
095荷役・運搬作業員	1,173	1,246	1,226	1,200	1,293	1,152
096清掃・洗浄作業員	1,134	1,151	1,114	1,150	1,177	1,125
097包装作業員	1,124	1,214	1,135	1,124	1,177	1,132
098選別・ピッキング作業員	1,152	1,203	1,226	1,161	1,223	1,145
099その他の運搬・清掃・包装・選別等の職業（ＩＴ関連計）	1,124	1,146	1,114	1,134	1,179	1,117
（福祉関連計）	1,170	1,500	1,482	1,186	1,427	1,456
（介護関連計）	1,435	1,526	1,393	1,398	1,535	1,398
（介護関連小計）	1,256	1,344	1,167	1,268	1,398	1,208

※1 常用とは、雇用契約において雇用期間の定めがないか、又は4ヶ月以上の雇用期間が定められているもの（季節労働を除く。）をいう。
 ※2 フルタイムとは、パートタイム以外のものをいう。 ※3 パートタイムとは、1週間の所定労働時間が当該事業所において、同類の業務に従事する通常の労働者の所定労働時間に比べ短いものをいう。
 ※4 令和5年4月改定の「厚生労働省編職業分類」に基づく区分。 ※5 求人賃金は、当月にハローワークで受理した求人票（常用）に記載された賃金の上限・下限の各平均額（時間額）です。（単位：円）
 ※6 求職希望賃金は、当月にハローワークに登録された方（常用）の希望賃金額の平均額（時間額）です。（単位：円）

中途採用者採用時賃金情報（令和7年4月～令和7年6月）

（単位：千円）

ハローワーク大阪東管内

		年齢計	19歳	20歳 24歳	25歳 29歳	30歳 34歳	35歳 39歳	40歳 44歳	45歳 49歳	50歳 54歳	55歳 59歳	60歳 64歳	65歳
計		281	207	239	265	293	299	309	319	312	320	317	229
職業別	管 理 的 職 業	352	210	233	263	288	356	378	468	426	501	446	305
	専 門 的 ・ 技 術 的 職 業	308	203	239	286	329	336	350	358	339	358	334	259
	事 務 的 職 業	291	215	245	263	295	301	302	320	328	380	389	237
	販 売 の 職 業	279	208	242	258	290	308	329	344	364	303	306	253
	サ ー ビ ス の 職 業	256	205	237	254	267	263	284	275	278	263	248	211
	保 安 の 職 業	249	—	282	291	255	258	277	284	246	257	226	170
	農 林 漁 業 の 職 業	202	179	225	179	—	201	—	265	180	—	300	154
	生 産 工 程 の 職 業	247	189	216	249	253	256	266	274	249	250	237	249
	輸 送 ・ 機 械 運 転 の 職 業	233	248	211	229	233	243	227	256	222	232	270	191
	建 設 ・ 採 掘 の 職 業	269	210	235	253	281	267	275	327	355	253	298	246
	運 搬 ・ 清 掃 ・ 包 装 等 の 職 業	250	230	232	223	261	302	332	245	270	274	215	189
産業別	建 設 業	279	206	239	261	283	288	280	328	330	312	362	235
	製 造 業	294	207	239	260	290	309	340	351	345	403	317	289
	情 報 通 信 業	300	206	245	280	320	312	381	400	388	433	496	225
	運 輸 業 ， 郵 便 業	249	245	225	245	251	257	241	270	244	243	295	210
	卸 売 業 ， 小 売 業	277	208	235	260	282	299	317	313	318	322	319	242
	学術研究・専門・技術サービス業	288	179	234	270	312	301	301	304	337	320	339	292
	宿 泊 業 ， 飲 食 サ ー ビ ス 業	260	202	231	245	264	283	283	326	297	283	278	236
	生活関連サービス業・娯楽業	242	204	221	228	241	262	273	280	255	253	166	217
	教 育 ， 学 習 支 援 業	269	—	229	260	284	283	272	322	271	327	232	180
	医 療 ， 福 祉	290	208	241	293	340	304	300	306	293	270	263	228
	サ ー ビ ス 業 （他に分類されないもの）	265	210	229	247	257	280	293	329	297	306	302	210
事業所規模別	4 人 以 下	266	199	222	255	267	274	285	305	280	275	270	236
	5 ～ 2 9 人	274	209	233	253	279	285	299	302	312	304	305	228
	3 0 ～ 9 9 人	278	195	240	262	285	293	300	330	317	316	311	213
	1 0 0 ～ 2 9 9 人	273	214	238	257	270	291	299	306	301	325	314	222
	3 0 0 ～ 4 9 9 人	290	215	232	265	299	309	356	320	322	318	346	279
	5 0 0 ～ 9 9 9 人	308	210	251	290	313	346	354	369	365	435	383	300
	1 0 0 0 人 以 上	299	207	244	290	362	336	339	345	311	310	311	250

※1 3ヶ月ごとにおける「雇用保険被保険者資格取得届」の賃金欄のデータを取りまとめたもの。

※2 雇用形態が常用であり、税込み額。毎月決まって支払われる各種手当（通勤手当等）を含む。パートタイマー、季節労働者、日雇労働者、派遣労働者、有期契約労働者は含まない。時間外手当、賞与など臨時の給与は含まない。

※3 平成23年6月改定の「厚生労働省編職業分類」に基づく区分。

中途採用者採用時賃金情報（令和7年4月～令和7年6月）

(単位:千円)

大阪労働局管内

		年齢計	19歳	20歳 24歳	25歳 29歳	30歳 34歳	35歳 39歳	40歳 44歳	45歳 49歳	50歳 54歳	55歳 59歳	60歳 64歳	65歳
計		275	208	235	263	287	295	299	304	302	308	288	231
職業別	管理的職業	364	224	238	265	307	362	391	419	431	486	430	296
	専門的・技術的職業	301	212	242	288	323	332	330	337	333	345	325	278
	事務的職業	278	217	234	256	280	292	301	311	312	351	320	250
	販売の職業	268	200	233	258	277	290	305	305	322	310	298	223
	サービスの職業	251	209	231	248	260	268	273	271	268	257	241	207
	保安の職業	228	257	244	272	248	261	256	242	239	239	221	181
	農林漁業の職業	225	197	212	214	230	246	291	244	253	231	217	158
	生産工程の職業	237	204	221	230	239	245	250	252	259	246	256	211
	輸送・機械運転の職業	263	220	249	258	266	272	270	275	274	264	250	226
	建設・採掘の職業	269	218	234	255	273	284	302	316	322	295	300	260
	運搬・清掃・包装等の職業	235	194	223	241	244	251	256	248	247	255	231	187
産業別	建設業	276	219	237	261	277	289	298	327	330	319	331	249
	製造業	283	204	233	257	278	294	310	334	332	357	327	239
	情報通信業	312	207	245	280	310	336	378	415	410	459	448	318
	運輸業，郵便業	256	195	233	247	257	264	269	278	270	264	262	227
	卸売業，小売業	269	199	228	255	272	286	302	293	306	325	298	232
	学術研究，専門・技術サービス業	283	212	234	263	297	303	324	337	336	342	312	268
	宿泊業，飲食サービス業	249	216	232	243	252	260	272	289	281	270	255	203
	生活関連サービス業，娯楽業	244	203	220	238	250	255	264	302	281	292	256	201
	教育，学習支援業	316	188	247	270	303	360	355	373	392	429	378	314
	医療，福祉	282	205	243	289	321	308	285	278	273	276	265	247
	サービス業（他に分類されないもの）	254	215	226	246	257	276	275	290	289	292	265	203
事業所規模別	4人以下	259	213	230	252	268	262	280	277	275	277	263	234
	5～29人	263	212	229	251	265	273	282	286	289	282	278	233
	30～99人	269	210	236	255	269	282	284	296	298	305	286	223
	100～299人	270	211	236	260	273	283	287	296	295	309	295	234
	300～499人	280	211	239	267	293	313	307	290	303	318	313	244
	500～999人	302	219	239	282	322	335	348	346	341	384	335	279
	1000人以上	295	198	236	285	336	351	353	363	349	335	285	211

※1 3ヶ月ごとにおける「雇用保険被保険者資格取得届」の賃金欄のデータを取りまとめたもの。
※2 雇用形態が常用であり、税込み額。毎月決まって支払われる各種手当（通勤手当等）を含む。パートタイマー、季節労働者、日雇労働者、派遣労働者、有期契約労働者は含まない。時間外手当、賞与など臨時の給与は含まない。
※3 平成23年6月改定の「厚生労働省編職業分類」に基づく区分。

免許・資格を持つ登録者数と免許資格が必要な求人数（主な資格のみ掲載）

2025年6月時点

免許・資格名	免許資格別求職者数		免許資格別求人数		免許・資格名	免許資格別求職者数		免許資格別求人数	
	大阪東	大阪	大阪東	大阪		大阪東	大阪	大阪東	大阪
第一種電気主任技術者	0	3	6	17	TOEIC(600点～)	20	162	8	17
第三種電気主任技術者	9	83	26	116	日本語検定1級	19	218	0	0
1級電気工事施工管理技士	2	34	16	57	日本語検定3級	12	172	0	8
2級電気工事施工管理技士	2	22	18	72	日商簿記1級	12	120	6	17
一級建築士	12	101	84	352	日商簿記2級	179	1,876	66	287
二級建築士	13	145	40	284	日商簿記3級	174	2,004	68	384
1級建築施工管理技士	5	91	56	389	簿記能力検定(全経2級)	13	100	0	3
2級建築施工管理技士	2	71	61	352	運行管理者(貨物)	1	172	1	52
1級土木施工管理技士	5	128	150	486	メディカルクラーク(医療事務技能審査)	7	88	0	12
2級土木施工管理技士	4	67	137	447	医療事務資格	31	358	5	72
1級造園施工管理技士	1	15	1	45	登録販売者(一般医薬品)	16	275	2	129
薬剤師	20	255	33	531	理容師	7	65	2	1,163
保健師	15	178	21	174	美容師	38	537	18	1,538
助産師	6	96	1	28	ネイリスト技能検定試験2級	1	37	0	28
看護師	194	2,151	537	4,431	ネイリスト技能検定試験3級	4	53	0	23
准看護師	19	475	263	2,356	調理師	101	1,284	281	2,129
臨床検査技師	12	105	13	126	警備員検定試験(1級)	0	2	1	11
理学療法士	11	132	78	815	警備員検定試験(2級)	2	5	4	14
作業療法士	4	55	61	656	大型自動車免許	40	1,140	29	1,369
歯科技工士	7	56	6	43	大型自動車第二種免許	19	410	2	306
歯科衛生士	20	270	44	411	普通自動車免許	2,032	33,197	139	2,837
診療放射線技師	3	61	9	74	普通自動車第二種免許	32	499	264	1,406
言語聴覚士	5	35	39	329	大型特殊自動車免許	4	185	0	37
管理栄養士	18	295	88	711	自動二輪車免許	51	912	51	256
栄養士	31	516	118	1,170	原動機付自転車免許	11	324	507	1,085
あん摩マッサージ指圧師	1	23	38	388	牽引免許	11	279	0	215
はり師	10	79	43	392	フォークリフト運転技能者	141	3,505	337	2,734
きゅう師	10	73	12	324	中型自動車免許	17	397	121	1,748
柔道整復師	6	86	43	237	中型自動車第二種免許	4	52	10	83
臨床心理士	3	28	21	63	8トン限定中型自動車免許	14	496	27	723
社会福祉士	16	326	201	1,193	危険物取扱者(乙種)	46	966	20	251
介護福祉士	120	1,864	725	7,886	危険物取扱者(丙種)	7	91	0	25
保育士	121	1,909	333	2,935	溶接技能者	2	28	0	18
ホームヘルパー1級	3	50	22	371	ガス溶接技能者	13	315	0	109
ホームヘルパー2級	77	1,335	490	3,714	アーク溶接技能者(基本級)	6	192	1	78
精神保健福祉士	5	124	82	504	二級自動車整備士	10	109	5	161
介護支援専門員(ケアマネージャー)	26	444	61	1,347	三級自動車整備士	2	71	5	131
介護職員基礎研修修了者	3	36	18	308	自動車検査員	1	26	1	38
福祉用具専門相談員	5	108	7	72	2級ボイラー技士	8	170	13	88
介護職員初任者研修修了者	61	1,038	1,028	8,768	クレーン・デリック運転士(クレーン限定)	5	118	0	28
介護職員実務者研修修了者	30	417	438	4,853	移動式クレーン運転士	4	198	2	95
税理士	0	14	7	26	小型移動式クレーン運転技能者	8	242	6	139
社会保険労務士	13	104	27	74	車両系建設機械(基礎工事用)運転技能者	0	34	0	55
幼稚園教諭免許(専修・1種・2種)	94	1,474	52	1,015	車両系建設機械(整地・運搬・積込用及び掘削用)運転技能者	4	117	7	216
小学校教諭免許(専修・1種・2種)	20	411	145	457	玉掛技能者	34	1,245	68	741
中学校教諭免許(専修・1種・2種)	53	706	54	180	第一種電気工事士	12	158	29	383
宅地建物取引士(旧:宅地建物取引主任者)	103	868	136	431	第二種電気工事士	46	806	90	970
管理業務主任者	5	60	7	28	足場の組立て等作業主任者	3	58	0	104
実用英語技能検定2級	55	635	8	19	1級管工事施工管理技士	3	42	17	82
TOEIC(730点～)	45	391	3	14	2級管工事施工管理技士	2	32	12	120